

【市川市駐車場整備計画の概要】

1 駐車場整備地区の法的位置づけ

駐車場法（昭和32年法律第106号）第3条1項で「自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域については、都市計画に駐車場整備地区を定めることができる。（条文を一部抜粋）」旨規定しています。

2 駐車場整備計画の法的位置づけ

また、同法第4条1項に、「駐車場整備地区に関する都市計画が定められた場合においては、市町村は、その駐車場整備地区における路上駐車場及び路外駐車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して、その地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する計画（以下「駐車場整備計画」という。）を定めなければならない。」旨規定しています。

3 市川市駐車場整備計画

市川市では、平成3年2月26日に商業・業務が集積するJR総武線市川駅、本八幡駅、東京メトロ東西線行徳駅、南行徳駅の周辺を「駐車場整備地区」として都市計画決定し、平成14年3月28日に「市川市駐車場整備計画」を策定しています。駐車場整備地区指定状況は表-1のとおりです。

表-1 駐車場整備地区指定状況

名称	市川駅周辺 駐車場整備地区	本八幡駅周辺 駐車場整備地区	行徳駅周辺 駐車場整備地区	南行徳駅周辺 駐車場整備地区
位置	市川1丁目 市川2丁目 市川南1丁目 新田4丁目 新田5丁目の 各区域の一部	八幡2丁目の 全部 八幡1丁目 八幡3丁目 南八幡3丁目 南八幡4丁目 南八幡5丁目の 各区域の一部	行徳駅前1丁目 行徳駅前2丁目 の各区域の全部 押切 湊 湊新田2丁目 の各区域の一部	相之川4丁目 南行徳1丁目 南行徳2丁目の 各区域の全部 南行徳3丁目 新井3丁目の 各区域の一部
範囲	図-1に示すとおり			
面積	約29ha	約32ha	約32ha	約32ha

(1) 市川市駐車場整備計画の概要

市川市駐車場整備計画は、

1. 路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する基本方針
2. 路外駐車場の整備に関する目標量及び目標年次
3. 路外駐車場の目標量を達成するための施策
4. 主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画概要
5. その他の施策

で構成されています。主な内容は路外駐車場（通称 時間貸駐車場、又はコインパーキング）の整備促進です。

路外駐車場の既存駐車場台数及び駐車場目標台数は下記のとおりです。

表－２ 路外駐車場整備目標量

駐車場整備地区名	駐車場目標台数	既存駐車場台数
	目標年次 平成２２年	平成８年
市川駅周辺	５３０台	２２０台
本八幡駅周辺	５１０台	２３０台
行徳駅周辺	３５０台	７０台
南行徳駅周辺	３４０台	６０台
合 計	１，７３０台	５８０台

(2) 駐車場整備地区内の路外駐車場台数

表－３ 路外駐車場の現状

駐車場整備地区名	駐車場目標台数	駐車場台数
	目標年次 平成２２年	平成２０年３月調査結果
市川駅周辺	５３０台	８１３台
本八幡駅周辺	５１０台	８９７台
行徳駅周辺	３５０台	５３７台
南行徳駅周辺	３４０台	３９９台
合 計	１，７３０台	２，６４６台

「市川市駐車場整備計画」では、平成２２年までに整備する路外駐車場（時間貸駐車場）の目標台数を定めていますが、４地区とも平成２０年３月時点の調査結果で、平成２２年の駐車需要量を上回る駐車場の台数が確保されています。

全体では、平成２２年の駐車需要量１，７３０台に対して、平成２０年

3月現在で、2,646台が整備されています。

なお、「市川市駐車場整備計画」において、駐車場整備地区内の建築物を対象とした駐車場附置義務は定めていません。

(3) 建築物の用途に応じた自動車駐車場の附置

市川市では、駐車場整備地区内のみを対象とした駐車場法第20条第2項に基づく駐車場の附置義務条例はありませんが、「市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例」により、市内全域を対象に建築物の用途に応じた「自動車駐車場の整備基準」を設けています。